

表 感染性廃棄物処理マニュアルの改訂に係る有識者委員意見反映版の改訂箇所

章	項目	改定前	改定後
第1章 総則	1.2 用語の定義 【解説】	1 令における「感染性廃棄物」（広義の「感染性廃棄物」。令別表第1の4の項の下欄参照。）は、医療行為等により廃棄物となった脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織等のうち、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのあるものである。本マニュアルでは、そのうち、特に医療関係機関等から発生するものを「感染性廃棄物」（狭義の「感染性廃棄物」と称することとする。感染性廃棄物は、特別管理廃棄物の一種であり、具体的には、「1.4 感染性廃棄物の判断基準」により判断されるものである。	1 令における「感染性廃棄物」（広義の「感染性廃棄物」。令別表第1の4の項の下欄参照。）は、医療行為等により廃棄物となった脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、 布おむつ 、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織等のうち、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのあるものである。本マニュアルでは、そのうち、特に医療関係機関等から発生するものを「感染性廃棄物」（狭義の「感染性廃棄物」と称することとする。感染性廃棄物は、特別管理廃棄物の一種であり、具体的には、「1.4 感染性廃棄物の判断基準」により判断されるものである。
第1章 総則	1.4 感染性廃棄物の判断基準	<p>感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、1、2又は3によるものとする。</p> <p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。） （以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) <u>病原微生物</u>に関連した試験、検査等に用いられたもの</p>	<p>感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、1、2又は3によるものとする。</p> <p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。） （以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの</p>

章	項目	改定前	改定後
第1章 総則	1.4 感染性廃棄物の判断基準 【解説】	8 感染性廃棄物は、人に関する診療行為や医療関係の研究活動だけでなく、 <u>人畜共通感染症</u> にり患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもある。 動物の血液等については、人の血液等と比較して、人に感染症を生じさせる危険性が低いことから、血液等を介して人に感染する <u>人畜共通感染症</u> にり患又は感染している場合を除き、 <u>感染性廃棄物</u> として取り扱う必要はない。なお、 <u>人畜共通感染症</u> は、り患又は感染している動物の血液等からのみ感染するわけではないことに注意が必要である。	8 感染性廃棄物は、人に関する診療行為や医療関係の研究活動だけでなく、 <u>人獣共通感染症</u> にり患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもある。 動物の血液等については、人の血液等と比較して、人に感染症を生じさせる危険性が低いことから、血液等を介して人に感染する <u>人獣共通感染症</u> にり患又は感染している場合を除き、 <u>感染性廃棄物</u> として取り扱う必要はない。なお、 <u>人獣共通感染症</u> は、り患又は感染している動物の血液等からのみ感染するわけではないことに注意が必要である。
第1章 総則	1.4 感染性廃棄物の判断基準 感染性廃棄物の判断フロー	【STEP 1】（形状） 廃棄物が以下のいずれかに該当する。 ① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。） ② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等） ^{（注1）} ③ 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの ^{（注2）} ④ 血液等が付着している鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。） ^{（注3）}	【STEP 1】（形状） 廃棄物が以下のいずれかに該当する。 ① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。） ② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等） ^{（注1）} ③ <u>病原体</u> に関連した試験、検査等に用いられたもの ^{（注2）} ④ 血液等が付着している鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。） ^{（注3）}
第1章 総則	1.4 感染性廃棄物の判断基準 感染性廃棄物の判断フロー	(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。 ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等 ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）	(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。 ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等 ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

章	項目	改定前	改定後
		<p>(注1) ホルマリン<u>漬臓器</u>等を含む。</p> <p>(注2) <u>病原微生物</u>に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等</p> <p>(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・<u>バイアル</u>等</p> <p>(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、<u>新型インフルエンザ</u>等感染症、指定感染症及び新感染症の病床</p> <p>(注5) 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスプレイの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、<u>脱脂綿</u>等）、紙おむつ、標本（検体標本）等 なお、<u>インフルエンザ</u>（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅班、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参考1参照）は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。</p> <p>(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p>	<p>(注1) ホルマリン<u>固定臓器</u>等を含む。</p> <p>(注2) <u>病原体</u>に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等</p> <p>(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・<u>バイアル</u>等</p> <p>(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、<u>新型インフルエンザ</u>等感染症、指定感染症及び新感染症の病床</p> <p>(注5) 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスプレイの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、<u>脱脂綿、マスク</u>等）、紙おむつ、標本（検体標本）等 なお、<u>インフルエンザ</u>（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅班、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参考1参照）は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。</p> <p>(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p>
第1章 総則	<p>1.5 感染性廃棄物の判断基準</p> <p>【解説】</p>	<p>1 近年のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大、ジカウイルス感染症の中南米地域での感染拡大等については、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらした。これと同様に国際的に脅威となる感染症は、今後も発生する可能性がある。</p>	<p>1 近年のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大、ジカウイルス感染症の中南米地域での感染拡大、<u>更には新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大等</u>については、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらした。これと同様に国際的に脅威となる感染症は、今後も発生する可能性がある。</p>

章	項目	改定前	改定後
第1章 総則	1.5 感染性廃棄物の判断基準 【解説】	<p>4 エボラウイルスやジカウイルスをはじめとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の取扱いについては、本マニュアルに基づく対策の徹底が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について（平成26年10月29日）（参考4） ・廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について（平成28年2月5日）（参考5） <p><u>（新設）</u></p>	<p>4 エボラウイルスやジカウイルス、<u>新型コロナウイルスをはじめとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の取扱いについては、本マニュアルに基づく対策の徹底が必要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について（平成26年10月29日）（参考4） ・廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について（平成28年2月5日）（参考5） ・<u>廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（令和2年1月22日）（参考6）</u>
第1章 総則	1.5 感染性廃棄物の判断基準 【解説】	<u>（新設）</u>	<p><u>5 新型コロナウイルス感染症に関しては、令和2年1月に国内で感染者が確認され、その後、全国に感染が拡大し、令和2年4月以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置やまん延防止等重点措置が繰り返し実施されてきたところである。</u></p> <p><u>そのような状況にあっても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、緊急事態措置の期間であっても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められている。</u></p> <p><u>このことを受けて、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持</u></p>

章	項目	改定前	改定後
			<p><u>のためにとるべき措置等について、令和2年9月に「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を取りまとめている。</u></p> <p><u>これら（参考4～6）のほかにも新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、多数の通知を発出している。そのため、感染性廃棄物に限らない廃棄物の排出・処理における新型コロナウイルス感染症対策については、同ガイドラインや通知等の内容を踏まえた必要な対策等を徹底し、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正な処理の確保及び廃棄物処理体制の維持を図ることが重要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和3年6月一部改定）</u> <p>http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等</u> <p>http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html</p>
第1章 総則	1.5 感染性廃棄物の判断基準 【解説】	<p><u>5</u> また、国際的脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合において、追加的な対策を講じる必要がある場合には、環境省から関係団体等へ周知を行う。その後、関係者は速やかに適正処理体制の構築すること。</p> <p><u>6</u> 医療関係機関等は、国際的脅威となる感染症の感染性廃棄物の処理を委託する際に、「5.1 委託契約」を踏まえ、性状や注意事項等の必要な情報を提供しなければならない。情報を提供する際には「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（Waste</p>	<p><u>6</u> また、国際的脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合において、追加的な対策を講じる必要がある場合には、環境省から関係団体等へ周知を行う。その後、関係者は速やかに適正処理体制の構築すること。</p> <p><u>7</u> 医療関係機関等は、国際的脅威となる感染症の感染性廃棄物の処理を委託する際に、「5.1 委託契約」を踏まえ、性状や注意事項等の必要な情報を提供しなければならない。情報を提供する際には「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（Waste Data</p>

章	項目	改定前	改定後
		Data Sheet ガイドライン) 」 (参考6) を活用して行うことが望ましい。	Sheet ガイドライン) 」 (参考7) を活用して行うことが望ましい。
第3章 医療関係機関等における感染性廃棄物の管理	<p>3.2 感染性廃棄物の管理に関する基本的事項</p> <p>(1) 処理計画の作成</p> <p>【解説】</p>	<p>8 さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である医療関係機関等にあつては、下記基準に従つて当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定められた様式(規則第8条の4の5に定める様式第2号の8)に、次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ・計画期間 ・当該医療関係機関等において現に行っている事業に関する事項 ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ・産業廃棄物の分別に関する事項 ・自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 ・自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 ・産業廃棄物の処理の委託に関する事項 	<p>8 さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である医療関係機関等にあつては、下記基準に従つて当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定められた様式(規則第8条の4の5に定める様式第2号の8)に、次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ・計画期間 ・当該医療関係機関等において現に行っている事業に関する事項 ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ・産業廃棄物の分別に関する事項 ・自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 ・自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 ・自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項 ・産業廃棄物の処理の委託に関する事項

章	項目	改定前	改定後
		<p>(2) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(3) その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式(規則第8条の4の6に定める様式第2号の9)により報告すること。</p> <p>(参照) 法第12条第9項及び第10項、規則第8条の4の5及び第8条の4の6</p>	<p>(2) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(3) その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式(規則第8条の4の6に定める様式第2号の9)により報告すること。</p> <p>(参照) 法第12条第9項及び第10項、規則第8条の4の5及び第8条の4の6</p>
<p>第3章 医療関係機関等における感染性廃棄物の管理</p>	<p>3.2 感染性廃棄物の管理に関する基本的事項</p> <p>(1) 処理計画の作成</p> <p>【解説】</p>	<p>9 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等にあつては、下記基準に従つて当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定められた様式(規則第8条の17の2に定める様式第2号の13)に、次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ・計画期間 ・当該医療関係機関等において現に行っている事業に関する事項・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 	<p>9 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等にあつては、下記基準に従つて当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定められた様式(規則第8条の17の2に定める様式第2号の13)に、次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ・計画期間 ・当該医療関係機関等において現に行っている事業に関する事項・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

章	項目	改定前	改定後
		<ul style="list-style-type: none"> ・自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 <u>(新設)</u> <p>(2) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(3) その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式(規則第8条の17の3に定める様式第2号の14)により報告すること。</p> <p>(参照) 法第12条の2第10項及び第11項、規則第8条の17の2、規則第8条の17の3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ・<u>法第12条の5第1項に規定する電子情報処理組織の使用に関する事項</u> <p>(2) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(3) その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式(規則第8条の17の3に定める様式第2号の14)により報告すること。</p> <p>(参照) 法第12条の2第10項及び第11項、規則第8条の17の2、規則第8条の17の3</p>
第3章 医療関係機関等における感染性廃棄物の管理	3.2 感染性廃棄物の管理に関する基本的事項 (1) 処理計画の作成 【解説】	10 8及び9によって提出、報告したものは、都道府県知事によってインターネットの <u>利用により1年間公表される。</u> (参照) 法第12条第11項、法第12条の2第12項	10 8及び9によって提出、報告したものは、都道府県知事によってインターネットの <u>利用により公表される。</u> (参照) 法第12条第11項、法第12条の2第12項
第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理	4.1 分別 【解説】	2 感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の徹底の観点から、より安全に配慮した取扱いを要するものであり、このため廃棄物の発生時点において他の廃棄物と分別するものとする。ただし、感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を	2 感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び 病原体 の拡散防止の徹底の観点から、より安全に配慮した取扱いを要するものであり、このため廃棄物の発生時点において他の廃棄物と分別するものとする。ただし、感染性廃棄物と同時に生ずる他の廃棄物を感染

章	項目	改定前	改定後
		感染性廃棄物と同等の取扱いをする場合は、この限りでない。	性廃棄物と同等の取扱いをする場合は、この限りでない。
第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理	4.1 分別 【解説】	7 排出事業者は、感染性廃棄物を適正に処理する責任があり、処理過程での事故防止のために、引火性、爆発性のある廃棄物、医療行為等に伴う放射性物質を含む廃棄物、混合による化学変化や単体でも危険性を有する物質、水銀等の有害物質を含む廃棄物が、感染性廃棄物容器内に混入しないようにの分別を徹底しなければならない。	7 排出事業者は、感染性廃棄物を適正に処理する責任があり、処理過程での事故防止のために、引火性、爆発性のある廃棄物（例：スプレー缶、バッテリー等）、医療行為等に伴う放射性物質を含む廃棄物（※）、混合による化学変化や単体でも危険性を有する物質、水銀等の有害物質を含む廃棄物（例：水銀体温計、水銀血圧計等）が、感染性廃棄物容器内に混入しないように分別を徹底しなければならない。 ※ RI 廃棄物の集荷について、（公社）日本アイソトープ協会 https://www.irias.or.jp/waste/pdf/haikibutsu_shuka2018.pdf
第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理	4.2 梱包 【解説】	1 梱包は、「鋭利なもの」、「固形状のもの」、「液状又は泥状のもの」の3種類に区分して、内容物が容器の外に飛び出し針刺し事故が発生することのないよう十分配慮し、次のような容器を使用することを原則とするが、同一の処理施設で処理される場合には、必要に応じ、一括梱包することができるものとする。ただし、一括梱包する場合には、廃棄物の性状に応じた容器の材質等をあわせ持つものを使用するものとする。 (1) 注射針、メス等の鋭利なものは、金属製、プラスチック製等で危険防止のために耐貫通性のある堅牢な容器を使用すること。	1 梱包は、「鋭利なもの」、「液状又は泥状のもの」、「固形状のもの」の3種類に区分して、内容物が容器の外に飛び出し針刺し事故が発生することのないよう十分配慮し、次のような容器を使用することを原則とする。特に、「鋭利なもの」を収納する感染性廃棄物容器は耐貫通性を有する堅牢な容器の使用を徹底することが必要である。 (1) 注射針、メス等の鋭利なものは、危険防止のために、金属製、プラスチック製等で耐貫通性のある堅牢な容器を必ず使用すること。

章	項目	改定前	改定後
		<p>(2) 固形状のもの（鋭利なものを除く）は、<u>丈夫なプラスチック袋を二重にして使用する</u>か、<u>堅牢な容器を使用</u>すること。</p> <p>(3) 液状又は泥状のものは、<u>廃液等が漏洩しない密閉容器を使用</u>すること。</p>	<p>(2) 液状又は泥状のものは、<u>プラスチック製容器か、または段ボール容器（内袋使用）等の廃液等が漏洩しない、堅牢な密閉容器を使用</u>すること。</p> <p>(3) 固形状のもの（鋭利なものを除く）は、<u>段ボール容器（内袋使用）か、または丈夫なプラスチック袋を二重にして使用する等、堅牢な容器を使用</u>すること。</p> <p><u>なお、同一の処理施設で処理される場合には、必要に応じ、一括梱包することができるものとする。ただし、例えば、鋭利なものと液状又は泥状のものを一括梱包する場合には、耐貫通性と密閉性を有する堅牢な容器を使用する等、廃棄物の性状に応じた容器の材質等をあわせ持つものを使用する。</u></p>
第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理	4.2 梱包 【解説】	(新設)	<p><u>2 公衆衛生の保持及び病原体の拡散防止の徹底の観点から、感染性廃棄物は以下の点に留意した上で梱包することが望ましい。</u></p> <p><u>(1) 感染性廃棄物は、排出したその場で容器に収納することや、容器の開口部を開放した状態で放置しないよう蓋で覆うこと等により、容器から飛散・流出しないようにする。</u></p> <p><u>(2) 容器の表面に血液等が付着した場合はアルコール等の消毒剤で浸した布で拭き取る等、容器表面への病原体の付着状況に留意して排出する。</u></p>
第4章 医療関係機関等の施設内における感	4.2 梱包 【解説】	<u>2</u> 容器の形状及び大きさ並びに容器を設置する場所は、発生場所や発生量、投入のしやすさを勘案して選択するものとする。	<u>3</u> 容器の形状及び大きさ並びに容器を設置する場所は、発生場所や発生量、投入のしやすさを勘案して選択するものとする。

章	項目	改定前	改定後
染性廃棄物の処理			
第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理	4.2 梱包 【解説】	<u>3 容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは、飛散・流出や針刺事故の防止の観点から好ましくない。</u>	<u>4 飛散・流出や針刺し事故の防止の観点から、容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは可能な限り行わない。</u>
第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理	4.2 梱包 【解説】	<u>4 感染性廃棄物は、適正な容量の容器に入れた後密閉する。また、内容物の詰めすぎにより、内容物が容器の外部に飛散・流出しないように注意すること。</u>	<u>5 感染性廃棄物は、適正な容量の容器に入れたら、速やかに、確実に容器を密閉する。また、内容物の詰めすぎにより、容器の蓋の脱落、注射針の容器外側への突き抜け、内容物の容器の外部への飛散・流出等が生じるおそれがあるため、容器に感染性廃棄物を詰め過ぎない（容器容量の8割程度）ように注意する。一方で、感染症の拡大時等において、処理業者から施設の処理能力がひっ迫している等の理由から排出抑制の要請があった場合等においては、容器内の感染性廃棄物量が少量の状態でもやみに排出することにより、排出される容器数が増加しないよう留意する。</u>
第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理	4.5 表示 【解説】	2 廃棄物の取扱者に廃棄物の種類が判別できるようにするため、性状に応じてマークの色を分けることが望ましい。 <u>(1) 液状又は泥状のもの（血液等） 赤色</u> <u>(2) 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等） 橙色</u> <u>(3) 鋭利なもの（注射針等） 黄色</u> <u>(4) 分別排出が困難なもの 黄色</u>	2 廃棄物の取扱者に廃棄物の種類が判別できるようにするため、性状に応じてマークの色を分けることが望ましい。 <u>(1) 鋭利なもの（注射針等） 黄色</u> <u>(2) 液状又は泥状のもの（血液等） 赤色</u> <u>(3) 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等） 橙色</u> <u>(4) 分別排出が困難なもの 黄色</u>

章	項目	改定前	改定後
		<p>このような色のバイオハザードマークを用いない場合には、「液状又は泥状」、「固形状」、「鋭利なもの」のように、廃棄物の取扱者が取り扱う際に注意すべき事項を表示すること。</p>	<p>このような色のバイオハザードマークを用いない場合には、「液状又は泥状」、「固形状」、「鋭利なもの」のように、廃棄物の取扱者が取り扱う際に注意すべき事項を表示すること。</p>
<p>第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理</p>	<p>4.6 施設内における中間処理</p> <p>【解説】</p>	<p>1 医療関係機関等は、発生した感染性廃棄物を自ら中間処理する場合には、次の方法により、廃棄物の感染性を失わせなければならない。（感染性を失った処理残渣等は、非感染性廃棄物として処理できることとなる。）</p> <p>(1) 焼却設備を用いて焼却する方法</p> <p>(2) 熔融設備を用いて熔融する方法</p> <p>(3) 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）</p> <p>(4) 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）</p> <p>(5) 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン」（参考7）、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（参考8）又は「感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について」（参考9）参照。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒。）</p> <p>消毒において肝炎ウイルスに効果のある方法としたのは、肝炎ウイルスの一つのB型肝炎ウイルスが最も消毒薬に対して抵抗性の強い病原微生物</p>	<p>1 医療関係機関等は、発生した感染性廃棄物を自ら中間処理する場合には、次の方法により、廃棄物の感染性を失わせなければならない。（感染性を失った処理残渣等は、非感染性廃棄物として処理できることとなる。）</p> <p>(1) 焼却設備を用いて焼却する方法</p> <p>(2) 熔融設備を用いて熔融する方法</p> <p>(3) 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）</p> <p>(4) 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）</p> <p>(5) 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン」（参考8）、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（参考9）又は「感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について」（参考10）参照。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒。）</p> <p>消毒において肝炎ウイルスに効果のある方法としたのは、肝炎ウイルスの一つのB型肝炎ウイルスが最も消毒薬に対して抵抗性の強い病原体の一</p>

章	項目	改定前	改定後
		の一つであることから、肝炎ウイルスに効果のある方法で消毒すれば、ほとんどすべての病原微生物は不活化されると考えられるためである。	つであることから、肝炎ウイルスに効果のある方法で消毒すれば、ほとんどすべての病原体は不活化されると考えられるためである。
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.1 委託契約 【解説】	6 医療関係機関等が、処理業者に感染性廃棄物の処理を委託する際には、性状や取り扱う際の注意事項等の必要な情報を提供しなければならない。また、情報を提供する際には「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（Waste Data Sheet ガイドライン）」（参考6）を活用して行うことが望ましい。	6 医療関係機関等が、処理業者に感染性廃棄物の処理を委託する際には、性状や取り扱う際の注意事項等の必要な情報を提供しなければならない。また、情報を提供する際には「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（Waste Data Sheet ガイドライン）」（参考7）を活用して行うことが望ましい。
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.1 委託契約 【解説】	7 通常の許可基準に加え、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する優良産廃処理業者認定制度を活用して、処理業者を選定することが望ましい。 (参照) 令第6条の14第2号、規則第10条の16の2	7 通常の許可基準に加え、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する優良産廃処理業者認定制度を活用して、処理業者を選定することが望ましい。 (参照) 令第6条の13第2号、令第6条の14第2号、規則第10条の12の2、規則第10条の16の2
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等	<u>(新設)</u>	<u>5 当該年度の前々年度に感染性産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場を設置する医療関係機関等が、当該事業場から生じる感染性産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストに委託に係る情報を登録しなければならない。</u> <u>(参照) 法第12条の5第1項</u>
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等	<u>5 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合には、電子マニフェストに委託に係る情報を登録したときは、紙マニフェストの交付を要しない。</u> (参照) 法第12条の5第1項	<u>6 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合には、電子マニフェストに委託に係る情報を登録したときは、紙マニフェストの交付を要しない。</u> (参照) 法第12条の5第2項

章	項目	改定前	改定後
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等	<p><u>6</u> 医療関係機関等は、運搬終了又は処分終了並びに最終処分終了の通知を受けたときは、当該運搬又は処分並びに最終処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。</p> <p>(参照) 法第12条の5第<u>6</u>項</p>	<p><u>7</u> 医療関係機関等は、運搬終了又は処分終了並びに最終処分終了の通知を受けたときは、当該運搬又は処分並びに最終処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。</p> <p>(参照) 法第12条の5第<u>7</u>項</p>
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等	<p><u>7</u> 情報処理センターは、電子マニフェストの登録及び収集運搬業者及び処分業者の報告情報を都道府県知事に報告しなくてはならない。したがって、電子マニフェストを<u>移用</u>した場合は、「3」の報告は不要となる。</p> <p>(参照) 法第12条の5第<u>8</u>項</p>	<p><u>8</u> 情報処理センターは、電子マニフェストの登録及び収集運搬業者及び処分業者の報告情報を都道府県知事に報告しなくてはならない。したがって、電子マニフェストを<u>利用</u>した場合は、「3」の報告は不要となる。</p> <p>(参照) 法第12条の5第<u>9</u>項</p>
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等	<p><u>8</u> 医療関係機関等は、運搬終了又は処分終了並びに最終処分終了の通知を受けないときは、速やかに当該感染性産業廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(参照) 法第12条の5第<u>10</u>項</p>	<p><u>9</u> 医療関係機関等は、運搬終了又は処分終了並びに最終処分終了の通知を受けないときは、速やかに当該感染性産業廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(参照) 法第12条の5第<u>11</u>項</p>
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等 【解説】	(新設)	<p><u>2</u> <u>当該年度の前々年度に感染性産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場を設置する医療関係機関等が、当該事業場から生じる感染性産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストにより、当該感染性産業廃棄物の処理状況を確認しなければならない。</u></p> <p><u>なお、以下に該当する場合には、電子マニフェストの登録に代えて、紙マニフェストの交付が認められている。</u></p> <p><u><電子マニフェストの登録が困難な場合></u></p>

章	項目	改定前	改定後
			<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合</u> ・ <u>常勤職員が、平成 31 年 3 月 31 日において全員 65 歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合</u> ・ <u>離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合</u>
第 5 章 感染性廃棄物の処理の委託	5. 3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等 【解説】	<u>2</u> 感染性廃棄物を適正に処理するためには、その性状等を十分把握する必要がある。このため、感染性廃棄物の処理を委託する際には、業者が取扱い方法を誤らないよう、感染性廃棄物の種類、性状等に関する情報を十分伝えることが必要である。感染性廃棄物の処理の流れを的確に把握し、最終処分まで適正に処理されたことを排出事業者である医療関係機関等が自ら確認するための方法として紙マニフェストを交付することとされている。	<u>3</u> 感染性廃棄物を適正に処理するためには、その性状等を十分把握する必要がある。このため、感染性廃棄物の処理を委託する際には、業者が取扱い方法を誤らないよう、感染性廃棄物の種類、性状等に関する情報を十分伝えることが必要である。感染性廃棄物の処理の流れを的確に把握し、最終処分まで適正に処理されたことを排出事業者である医療関係機関等が自ら確認するための方法として紙マニフェストを交付することとされている。
第 5 章 感染性廃棄物の処理の委託	5. 3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等 【解説】	<u>3</u> 紙マニフェストは、次のとおり運用する。	<u>4</u> 紙マニフェストは、次のとおり運用する。

章	項目	改定前	改定後
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等 【解説】	<p><u>4</u> 医療関係機関等は、事業所ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した紙マニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、紙マニフェストの交付枚数等）に関し、定められた様式（規則第8条の27に定める様式第3号）により報告書を作成し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、医療関係機関等が自ら都道府県知事に報告する必要はなく、事務作業が軽減される。</p>	<p><u>5</u> 医療関係機関等は、事業所ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した紙マニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、紙マニフェストの交付枚数等）に関し、定められた様式（規則第8条の27に定める様式第3号）により報告書を作成し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、医療関係機関等が自ら都道府県知事に報告する必要はなく、事務作業が軽減される。</p>
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等 【解説】	<p><u>5</u> 医療関係機関等は、紙マニフェストの交付の日から60日以内に収集運搬業者または処分業者による紙マニフェストの写しの送付を受けないとき若しくは紙マニフェストの交付の日から180日以内に処分業者による最終処分が終了した旨が記載された紙マニフェストの写しの送付を受けないとき又は未記載や虚偽記載のある紙マニフェストの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る感染性廃棄物の運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、期間が経過した日から30日以内に、関係都道府県知事に定められた様式（規則第8条の29に定める様式第4号）により報告しなければならない。</p>	<p><u>6</u> 医療関係機関等は、紙マニフェストの交付の日から60日以内に収集運搬業者または処分業者による紙マニフェストの写しの送付を受けないとき若しくは紙マニフェストの交付の日から180日以内に処分業者による最終処分が終了した旨が記載された紙マニフェストの写しの送付を受けないとき又は未記載や虚偽記載のある紙マニフェストの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る感染性廃棄物の運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、期間が経過した日から30日以内に、関係都道府県知事に定められた様式（規則第8条の29に定める様式第4号）により報告しなければならない。</p>
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等	<p><u>6</u> 医療関係機関等の事業者（中間処理業者（例：感染性産業廃棄物の焼却業者等）を含む。）は、環境大臣の指定を受けた情報処理センターの運営する電子マニフェストシステムを利用することにより、感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認でき</p>	<p><u>7</u> 医療関係機関等の事業者（中間処理業者（例：感染性産業廃棄物の焼却業者等）を含む。）は、環境大臣の指定を受けた情報処理センターの運営する電子マニフェストシステムを利用することにより、感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認でき</p>

章	項目	改定前	改定後
	【解説】	る。電子マニフェストシステムは、紙マニフェストの交付、保存等の紙マニフェストに関する事務手続を簡素化するだけでなく、感染性産業廃棄物の処理状況の迅速な把握等に資するものであるため、積極的に利用することが望ましい。なお、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが情報処理センターとしての指定を受けている。	る。電子マニフェストシステムは、紙マニフェストの交付、保存等の紙マニフェストに関する事務手続を簡素化するだけでなく、感染性産業廃棄物の処理状況の迅速な把握等に資するものであるため、積極的に利用することが望ましい。なお、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが情報処理センターとしての指定を受けている。
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等 【解説】	<u>7</u> 電子マニフェストは、次のとおり運用する。 電子マニフェストは、紙マニフェストの返送作業が不要となり、また、随時、処理を委託した産業廃棄物の処理状況が確認できるなど多くのメリットがある。	<u>8</u> 電子マニフェストは、次のとおり運用する。 電子マニフェストは、紙マニフェストの返送作業が不要となり、また、随時、処理を委託した産業廃棄物の処理状況が確認できるなど多くのメリットがある。
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等 【解説】	<u>8</u> なお、紙マニフェストの不交付、虚偽記載、虚偽紙マニフェストの交付、虚偽電子マニフェストの登録、紙マニフェストの保存義務違反等のマニフェストに係る義務違反については、罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科されている。 (参照) 法第29条	<u>9</u> なお、紙マニフェストの不交付、虚偽記載、虚偽紙マニフェストの交付、虚偽電子マニフェストの登録、紙マニフェストの保存義務違反等のマニフェストに係る義務違反については、罰則（ <u>1年</u> 以下の懲役又は <u>100万円</u> 以下の罰金）が科されている。 (参照) <u>法第27条の2</u>
第5章 感染性廃棄物の処理の委託	5.4 排出事業者の責任 【解説】	5 医療関係機関等の排出事業者は、産業廃棄物を委託した処理業者から産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として処理施設の事故、事業の廃止、行政処分などが生じた旨の通知があった場合、処理業者の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。 (参照) <u>法第14条第13項、14項、法第14条の4第13項、14項、法第12条の3第8項</u>	5 医療関係機関等の排出事業者は、産業廃棄物を委託した処理業者から産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として処理施設の事故、事業の廃止、行政処分などが生じた旨の通知があった場合、処理業者の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。 (参照) <u>法第14条第13項、14項、法第14条の4第13項、14項、法第12条の3第8項、<u>法第12条の5第11項</u></u>

章	項目	改定前	改定後
第6章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管	6.1 収集運搬及び保管	<p>4 感染性廃棄物による作業員への事故を防止するために、作業中は保護具（エプロン、ゴム手袋又はプラスチック製の手袋、膝あて、保護メガネや保護マスク等）を着用することが望ましい。また、緊急時における連絡体制等を備えておくことも必要である。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>4 感染性廃棄物による作業員への事故を防止するために、作業中は保護具（エプロン、ゴム手袋又はプラスチック製の手袋、膝あて、保護メガネや保護マスク等）、<u>肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）を着用するほか、感染性廃棄物容器に素手で触れない、作業後には手洗いや手指消毒、うがいを徹底する等の対策を講じることが重要である。</u></p> <p>5 <u>地震や水害等の自然災害の発生や感染症が拡大した場合にも、可能な限り、事業を継続できるよう、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等も参照しつつ、必要な物資の備蓄や事業継続計画の策定等、平時から準備を進めておくことが重要である。また、緊急時における連絡体制等を備えておくことも必要である。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン</u> http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/ • <u>新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画 作成例</u> https://www.env.go.jp/recycle/recycle/misc/hinagata_syuuun.pdf <p><u><産業廃棄物収集運搬用></u></p> <p><u><産業廃棄物処分用></u></p>

章	項目	改定前	改定後
			https://www.env.go.jp/recycle/recycle/misc/hinagata_syobun.pdf
第6章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管	6.2 運搬車への表示及び書面の備え付け等	2 運搬車の車体の外側には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨等を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に運搬する感染性廃棄物の数量等を記載した書面を備え付けておくこと。 (参照) 令第6条の5第1項第1号、規則第7条の2の2、第7条の2	2 運搬車の車体の外側には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨等を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に運搬する感染性廃棄物の数量等を記載した書面を備え付けておくこと。 (参照) 令第6条の5第1項第1号、 <u>規則第7条の2、第7条の2の2</u>
第6章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管	6.2 運搬車への表示及び書面の備え付け等 【解説】	1 運搬車等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないものでなければならない。このため、専用の運搬車等を使用する、又は運搬車等に仕切りを設ける等の措置を講ずる必要がある。具体的には、屋根が付いたボックスタイプのもの、又は荷台に丈夫な覆いを設ける等、また、屋根や覆いのない運搬車等を使用する場合、容器は雨水による影響を受けないものであることが望ましい。	1 運搬車等は、感染性廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのないものでなければならない。このため、専用の運搬車等を使用する、又は運搬車等に仕切りを設ける等の措置を講ずる必要がある。具体的には、屋根が付いたボックスタイプのもの、又は荷台に丈夫な覆いを設ける等、また、屋根や覆いのない運搬車等を使用する場合、容器は雨水による影響を受けないものであること。
第7章 廃棄物処分業者が行う感染性廃棄物の処分	【解説】	1 感染性廃棄物の処分業者は、最終処分を行う前に次の焼却等の方法により感染性を失わせなければならない。 (1) 焼却設備を用いて焼却する方法 (2) 熔融設備を用いて熔融する方法 (3) 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。） (4) 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）	1 感染性廃棄物の処分業者は、最終処分を行う前に次の焼却等の方法により感染性を失わせなければならない。 (1) 焼却設備を用いて焼却する方法 (2) 熔融設備を用いて熔融する方法 (3) 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。） (4) 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。）

章	項目	改定前	改定後																
		(5) 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン」（参考7）、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（参考8）又は「感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について」（参考9）参照。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒。）	(5) 消毒する方法（肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法とし、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン」（参考8）、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（参考9）又は「感染性廃棄物の処理において有効であることの確認方法について」（参考10）参照。ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあっては、当該法律に基づく消毒。）																
第7章 廃棄物処分業者が行う感染性廃棄物の処分	【解説】	4 <u>処理に直接従事する職員が、取り扱う感染性廃棄物により感染症に罹患しないよう、安全に作業を行うとともに、健康管理に留意すること。</u>	4 <u>6.1（解説）4, 5により、作業員の安全に十分に配慮した上で、自然災害や感染症が発生した際にも、可能な限り、事業の継続に努めることが重要である。</u>																
資料	(資料1) 紙おむつについて	<table border="1"> <thead> <tr> <th>感染症法の分類</th> <th>感染症名</th> <th>紙おむつの取扱い (※1) (※2)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二類</td> <td>急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考	二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が	○		<table border="1"> <thead> <tr> <th>感染症法の分類</th> <th>感染症名</th> <th>紙おむつの取扱い (※1) (※2)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二類</td> <td>急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が H5N1、H7N9 であるも</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考	二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が H5N1、H7N9 であるも	○	
感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考																
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が	○																	
感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考																
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が H5N1、H7N9 であるも	○																	

章	項目	改定前				改定後			
			H5N1、H7N9 であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）				のに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）		
参考	(参考1) 紙おむつについて								
		感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考	感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考
		四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、 <u>類鼻疽、レプトスピラ症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）</u>	○		四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、 <u>重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）</u> 、ニパウイルス感染症、 <u>鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症</u>	○	
			黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、 <u>腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバ</u>	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。		黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、 <u>ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム</u>	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。

章	項目	改定前				改定後			
			一熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症				病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱		
参考	(参考1) 紙おむつについて	感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考	感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考
		五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、 <u>感染性胃腸炎</u> 、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、 <u>薬剤耐性緑膿菌感染症</u> 、流行性角結膜炎、 <u>薬剤耐性アシネトバク</u>	○		五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、 <u>カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症</u> 、 <u>感染性胃腸炎</u> 、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、 <u>薬剤耐性アシネトバク</u>	○	

章	項目	改定前				改定後			
			一感染症、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症				<u>ター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎</u>		
			インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、 <u>クラミジア肺炎（オウム病を除く。）</u> 、クロイツフェルト・ヤコブ病、 <u>性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、<u>侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症</u></u>	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。		インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、 <u>急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）</u> 、 <u>クラミジア肺炎（オウム病を除く。）</u> 、クロイツフェルト・ヤコブ病、 <u>侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症</u>	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
参考	(参考1) 紙おむつについて	感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考	感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1) (※2)	備考
		指定感染症	(新設)	○		指定感染症	<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u>	○	

章	項目	改定前	改定後																		
参考	(参考3)	<p>【STEP 1】（形状）</p> <p>廃棄物が以下のいずれかに該当する。</p> <p>① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）^{（注1）}</p> <p>③ <u>病原微生物</u>に関連した試験、検査等に用いられたもの^{（注2）}</p> <p>④ 血液等が付着している鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）^{（注3）}</p>	<p>【STEP 1】（形状）</p> <p>廃棄物が以下のいずれかに該当する。</p> <p>① 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）^{（注1）}</p> <p>③ <u>病原体</u>に関連した試験、検査等に用いられたもの^{（注2）}</p> <p>④ 血液等が付着している鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）^{（注3）}</p>																		
参考	(参考6)	<u>(新設)</u>	<u>廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）（令和2年1月22日）</u>																		
参考	(参考7)	<u>(参考6)</u>	<u>(参考7)</u>																		
参考	(参考8)	<u>(参考7)</u>	<u>(参考8)</u>																		
参考	(参考9)	<u>(参考8)</u> 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（抜粋） <u>（平成16年1月30日健感発第0130001号）</u>	<u>(参考9)</u> 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（抜粋） <u>（平成30年12月27日健感発1227第1号）</u>																		
参考	(参考9) 一類、二類感染症の消毒法概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">一類感染症</th> </tr> <tr> <th>感染症名</th> <th>消毒のポイント</th> <th>消毒法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一類感染症			感染症名	消毒のポイント	消毒法				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">一類感染症</th> </tr> <tr> <th>感染症名</th> <th>消毒のポイント</th> <th>消毒法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	一類感染症			感染症名	消毒のポイント	消毒法			
一類感染症																					
感染症名	消毒のポイント	消毒法																			
一類感染症																					
感染症名	消毒のポイント	消毒法																			

章	項目	改定前			改定後																				
		エボラ出血熱 マールブルグ病 クリミア・コンゴ出血熱 ラッサ熱	厳重な消毒が必要である。患者の血液・分泌物・排泄物、およびこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する	●80℃・10 分間の熱水 ●抗ウイルス作用の強い消毒薬 { 0.05～0.5% (500～5,000 ppm) 次亜塩素酸ナトリウムで清拭*, または 30 分間浸漬 アルコール (消毒用エタノール, 70v/v%イソプロパノール) で清拭, または 30 分間浸漬 2～3.5%グルタラールに 30 分間浸漬**	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 マールブルグ病 ラッサ熱	厳重な消毒が必要である。患者の血液・分泌物・排泄物、およびこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する	●80℃・10 分間の熱水 ●抗ウイルス作用の強い消毒薬 { 0.05～0.5% (500～5,000 ppm) 次亜塩素酸ナトリウムで清拭*, または 30 分間浸漬 アルコール (消毒用エタノール, 70v/v%イソプロパノール) で清拭, または 30 分間浸漬 2～3.5%グルタラールに 30 分間浸漬**																		
参考	(参考9) 一類, 二類感染症の消毒法概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">一類感染症</th> </tr> <tr> <th>感染症名</th> <th>消毒のポイント</th> <th>消毒法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			一類感染症			感染症名	消毒のポイント	消毒法				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">一類感染症</th> </tr> <tr> <th>感染症名</th> <th>消毒のポイント</th> <th>消毒法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			一類感染症			感染症名	消毒のポイント	消毒法			
一類感染症																									
感染症名	消毒のポイント	消毒法																							
一類感染症																									
感染症名	消毒のポイント	消毒法																							

章	項目	改定前			改定後																													
		重症急性呼吸器症候群 <u>(SARS)</u> 痘そう（天然痘）	患者環境などの消毒を行う	エボラ出血熱と同様	痘そう（天然痘）	患者環境などの消毒を行う	エボラ出血熱と同様																											
参考	(参考9) 一類，二類感染症の消毒法概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">二類感染症</th> </tr> <tr> <th>感染症名</th> <th>消毒のポイント</th> <th>消毒法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性灰白髄炎 (ポリオ)</td> <td>患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する</td> <td>エボラ出血熱と同様</td> </tr> <tr> <td>コレラ 細菌性赤痢</td> <td>患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジフテリア</td> <td>皮膚ジフテリアなどを除き飛沫感染であるが，患者に用いた機器や患者環境を消毒する</td> <td>ペストと同様</td> </tr> </tbody> </table>			二類感染症			感染症名	消毒のポイント	消毒法	急性灰白髄炎 (ポリオ)	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する	エボラ出血熱と同様	コレラ 細菌性赤痢	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する		ジフテリア	皮膚ジフテリアなどを除き飛沫感染であるが，患者に用いた機器や患者環境を消毒する	ペストと同様	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">二類感染症</th> </tr> <tr> <th>感染症名</th> <th>消毒のポイント</th> <th>消毒法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急性灰白髄炎 (ポリオ)</td> <td>患者，<u>感染者の糞便・咽頭拭い液</u>で汚染された可能性のある箇所を消毒する</td> <td><u>エボラウイルスよりも消毒薬に対する耐性が高い</u></td> </tr> <tr> <td><u>重症急性呼吸器症候群 (SARS)</u></td> <td><u>患者からの飛沫物，排泄物，血液，およびこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する</u></td> <td><u>エボラ出血熱と同様</u></td> </tr> </tbody> </table>			二類感染症			感染症名	消毒のポイント	消毒法	急性灰白髄炎 (ポリオ)	患者， <u>感染者の糞便・咽頭拭い液</u> で汚染された可能性のある箇所を消毒する	<u>エボラウイルスよりも消毒薬に対する耐性が高い</u>	<u>重症急性呼吸器症候群 (SARS)</u>	<u>患者からの飛沫物，排泄物，血液，およびこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する</u>	<u>エボラ出血熱と同様</u>
二類感染症																																		
感染症名	消毒のポイント	消毒法																																
急性灰白髄炎 (ポリオ)	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する	エボラ出血熱と同様																																
コレラ 細菌性赤痢	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する																																	
ジフテリア	皮膚ジフテリアなどを除き飛沫感染であるが，患者に用いた機器や患者環境を消毒する	ペストと同様																																
二類感染症																																		
感染症名	消毒のポイント	消毒法																																
急性灰白髄炎 (ポリオ)	患者， <u>感染者の糞便・咽頭拭い液</u> で汚染された可能性のある箇所を消毒する	<u>エボラウイルスよりも消毒薬に対する耐性が高い</u>																																
<u>重症急性呼吸器症候群 (SARS)</u>	<u>患者からの飛沫物，排泄物，血液，およびこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する</u>	<u>エボラ出血熱と同様</u>																																

章	項目	改定前		改定後			
		腸チフス パラチフス	患者の糞便・ 尿・血液で汚染 された可能性の ある箇所を消毒 する		<u>中東呼吸器症 候群 (MERS)</u>	<u>患者からの飛沫 物, 排泄物, 血 液, およびこれ らが付着した可 能性のある箇所 を消毒する</u>	<u>エボラ出血熱と同 様</u>
		* 血液などの汚染に対しては 0.5% (5,000ppm) , また明らかな血液汚染がない場合には 0.05% (500ppm) を用いる。なお, 血液などの汚染に対し ては, ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も 有効である。		<u>鳥インフルエ ンザ (H5N1,H7N 9)</u>	<u>患者の飛沫物で 汚染された可能 性のある箇所を 消毒する</u>	● <u>80℃・10 分間の 熱水</u>	
		** <u>グルタラル</u> に代わる方法として, 0.55%フタ ラルへ 30 分間浸漬や, 0.3%過酢酸へ 10 分間浸 漬があげられる。				● <u>消毒薬***</u> 0.02~0.1% (200~ 1,000ppm)次亜 塩素酸ナトリウ ムで清拭 アルコール (消 毒用エタノー ル, 70v/v%イ ソプロパノー ル) で清拭	
		*** (新設)					

章	項目	改定前	改定後
			<p data-bbox="1352 288 1413 320"><u>結核</u></p> <p data-bbox="1541 288 1742 576"><u>結核菌は飛沫あるいは空気感染であり、高濃度の結核菌に汚染されていない限り、原則として器物や環境の消毒は必要ない</u></p> <p data-bbox="1541 603 1742 847"><u>活動性結核患者に使用した機器は消毒を行う。実験室等全体が汚染されている場合、燻蒸を行う</u></p> <p data-bbox="1765 288 2011 352">●<u>95℃・10分以上の熱水</u></p> <p data-bbox="1765 384 1883 416">●<u>消毒薬</u></p> <p data-bbox="1809 432 2011 687">（<u>アルコール（消毒用エタノール、70-80v/v% イソプロパノール）で清拭、または30分間浸漬</u></p> <p data-bbox="1809 719 2011 783"><u>5%フェノールで清拭・噴霧</u></p> <p data-bbox="1809 815 2011 879"><u>0.5%両性界面活性剤で清拭</u></p> <p data-bbox="1809 911 2011 1038"><u>グルタラールあるいはフタラールに30分間浸漬</u></p> <p data-bbox="1809 1070 2011 1134"><u>0.3%過酢酸に10分以上浸漬</u></p> <p data-bbox="1765 1166 2011 1230">●<u>ホルマリン燻蒸（1～3時間）</u></p>

章	項目	改定前	改定後			
			<table border="1"> <tr> <td>ジフテリア</td> <td>皮膚ジフテリアなどを除き飛沫感染であるが、患者に用いた機器や患者環境を消毒する</td> <td>ペストと同様</td> </tr> </table> <p>* 血液などの汚染に対しては 0.5% (5,000ppm) , また明らかな血液汚染がない場合には 0.05% (500ppm) を用いる。なお、血液などの汚染に対しては、ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効である。</p> <p>** グルタルールに代わる方法として、0.55%フタルールへ 30 分間浸漬や、0.3%過酢酸へ 10 分間浸漬があげられる。</p> <p>*** 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン（参考）新型インフルエンザ等の基礎知識」も参照すること。</p>	ジフテリア	皮膚ジフテリアなどを除き飛沫感染であるが、患者に用いた機器や患者環境を消毒する	ペストと同様
ジフテリア	皮膚ジフテリアなどを除き飛沫感染であるが、患者に用いた機器や患者環境を消毒する	ペストと同様				
参考	(参考 1 0)	<u>(参考 9)</u>	<u>(参考 1 0)</u>			
参考	(参考 1 1)	<u>(参考 1 0)</u>	<u>(参考 1 1)</u>			
参考	(参考 1 2)	<u>(参考 1 1)</u>	<u>(参考 1 2)</u>			
参考	(参考 1 2)	滅菌と消毒 器機・器具などは滅菌と正しい消毒を徹底する。	滅菌と消毒 器機・器具などは滅菌と正しい消毒を 徹底 する。			
参考	(参考 1 3)	<u>(参考 1 2)</u>	<u>(参考 1 3)</u>			